

Ⅲ. 教員・教員組織

2. 点検・評価

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

法学部の国際関係法学科が廃止となり、法律学科一学科に組織改編されたこと、および国際関係担当教員の退職により、国際政治分野の専任教員が減少していることが考慮事項となっている。

法学研究科小委員会

学年移転時を目途に、将来構想と併せて検討を行う。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

②改善すべき事項

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

法学研究科における独自のFDを行っておらず、一般的な議論にとどまっている。

法学研究科小委員会

FD研修講演、WS等具体的機会を研究科教務委員と検討・企画する。

3. 将来に向けた発展方策

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

国際政治関係教員の充足等を含めて、研究科委員会で積極的な検討の機会を設けることにより、本研究科の社会的ニーズを高めることになると思料する。

法学研究科小委員会

引き続き今後とも検討を行う。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

研究科委員会構成員の教育技術の向上を図るための具体的方策についてその内容を含めて積極的に委員会等で検討していく。

法学研究科小委員会

講演等相互研鑽の機会を持つことなど、今後とも具体案の検討を継続する。

IV. 教育内容・方法・成果

(一) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

2. 点検・評価

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

法学部の一学科化の完成により、法学部の新カリキュラムと法学研究科の教育課程との対応関係がやや不明確となっている。

法学研究科小委員会

学部のカリキュラム改革の計画を踏まえつつ、研究科教育課程の編成について学部移転・法科教員の移籍を念頭に進行計画を検討する。

3. 将来に向けた発展方法

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

修士課程の法学専攻についても、法学部におけるコース制との関係をふまえた教育課程の編成・実施方針について検討する予定である。

法学研究科小委員会

学部コース制見直しの検討の進行にあわせ、教育課程の編成の年次進行計画を研究科委員会で検討する。

(二) 教育課程・教育内容

2. 点検・評価

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

法学部の法律学科一学科化、コース制導入を受け、修士課程各専攻における開設科目・分野の編成について、再検討する必要がある。

法学研究科小委員会

研究科教務を中心に研究科委員会で早期に検討する。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

担当教員の退職・転出等により不開講となる科目が増加傾向にある。

法学研究科小委員会

不開講科目の削減等の見直しを含め、各種連携講座等、課程の教育内容を充実する方向で、早期に全体的、多角的に再検討する。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

兵庫県行政書士会との提携にかかる科目につき、専門職業人の養成および再教育という観点から、より体系的なプログラム化を検討する。

法学研究科小委員会

連携のあり方を含めた事前調整等丁寧な対応から年度ごとに検証、検討する。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

不開講科目の減少のため、より多くの法学部専任教員（准教授を含む）が法学研究科科目を担当する可能性を検討する。

法学研究科小委員会

実施のための科目等の準備、調整を年度ごとに検討する。

(三) 教育方法

2. 点検・評価

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

修士論文・博士論文執筆のための研究指導が、各学生の実情に応じてきめ細かくわれている反面、完成に向けたスケジュール等の設定は各指導教員に委ねられており、研究科全体としては必ずしも共有されていない。

法学研究科小委員会

研究科委員会での状況確認等、方法を早期に検討、実施する。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

シラバスについては、少人数のため、学生から不満は聞かれないが、授業科目の題目「内容」「授業計画」「成績の評価方法」などに関して記載内容のバラツキがあることは事実である。

法学研究科小委員会

意見交換の機会を設け、シラバス策定期間に確認、検討する。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

② 改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

修士論文執筆に向けたスケジュールの設定、副指導教員制度の導入を検討する。

法学研究科小委員会

個別事情も考慮しつつ、妥当な方策を継続して検討する。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

シラバス記載事項のバラツキを減少させることによって、学生の科目選択の便宜を図るのみならず大学院レベルでのFDの活性化を図る。

法学研究科小委員会

今後ともシラバス策定期前を目途に、継続して検討する。

V 学生の受け入れ

2. 点検・評価

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

②改善すべき事項

〈11〉法学研究科

受験者の実情から、いっそう社会人が受験しやすい環境の検討が求められる。

法学研究科小委員会

社会人受け入れに応じた専攻科目等の課題を確認しつつ、具体化可能な制度枠組みを早期に検討する。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

②改善すべき事項

〈11〉法学研究科

国際関係法学専攻に外国人留学生がかたよっている。

法学研究科小委員会

広報を含めて総合的な観点から対応等を今後も検討する。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

②改善すべき事項

〈11〉法学研究科

定員を充足しきれていない点は、今後研究科委員会の検討課題である。

法学研究科小委員会

研究科主催で学部生向けの説明会として「大学院案内」を実施した。今後も各教員、学生からの意見聴取等により、改善に向けた方策を検討する。

3. 将来に向けた発展方法

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

②改善すべき事項

〈11〉法学研究科

社会人枠の検討を進める予定である。

法学研究科小委員会

制度導入に向け、学部移転を目途にしつつ制度枠組みの具体案を検討する。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

留学生に対する入学後のフォローを行い、聴き取り等必要な手段を通じてその実情を把握し、基礎資料の集積を行う。

法学研究科小委員会

指導教員含め入学者への聞き取りを実施し、意見交換会等の機会を充実させるべく調整を行っている。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

②改善すべき事項

〈11〉 法学研究科

他大学一般学生を対象とした広報活動を更に積極的に展開する。大学院ホームページの充実を図り、一般社会人への広報活動を積極的に展開する。行政書士会以外の専門職業団体への働きかけを積極的に展開する。

法学研究科小委員会

ホームページの充実へ向けた取り組みを早期に実施すべく、広報委員会に優先案件としてあげている。

大学評価分科会報告書

申請大学名

神戸学院大学

〔基準1〕 理念・目的

＜努力課題＞〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

- (1) 学則に掲げられた学部、学科あるいは研究科の理念・目的と大学憲章あるいは各学部独自の出版物に示された理念・目的の内容の整合性を検証するとともに、下位に位置付けられるものの内容修正が望まれる。具体的な問題として、総合リハビリテーション学部では、『履修の手引』等に教育理念、目標が掲げられているが（資料44『履修の手引-総合リハビリテーション学部』巻頭）、国際化や読解力向上など学則と一致しない内容が掲げられている。同研究科の目的も学則に掲げられた3つの事項が（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』105頁）、大学院案内には記述されていない（神戸学院大学2『大学院案内2010』14-16頁）。また、栄養学部の目的は「人の健康を科学するとともに、世界的な視野に立った人間健康科学の拠点たること」としているが（『点検・評価報告書』7頁）、学則において用いている文言との間に整合性を欠いている（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』2頁）。同研究科についても「医療系高度職業人教育」を目的の一つと記載しているが（『点検・評価報告書』10頁）、研究科規則では、単に「高度専門職業人を育成すること」としており（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』95頁）、表現内容に齟齬がある。

法学研究科小委員会

法学研究科の理念・目的について学則との整合性をさらにはかるべく検証を進める。

- (2) 研究科単位の理念・目的の適切性を検証する上位の会議体は不明確であり定期的な検証機能が働いていないと思われるので（『点検・評価報告書』15-25頁、実地調査）、各研究科が独自に掲げている理念・目的の内容が適切か否かを定期的に検証するとともに、学部、研究科ごとに理念・目的が周知されているかを調査し、かつ周知度を改善する責任ある体制を整えることが望まれる。

学士課程小委員会

各研究科の理念、目的の適切性を検証する定期的な検証機能体制については、大学院教育部会で各研究科と連携して、2012年度において、大学院の理念、目的は策定した。2013年度に学則ならびに各研究科の規程に反映させるために、大学院教務委員会、大学院委員会において、規則改正の手続を行う。2013年度以降も、大学院教育部会で各研究科と連携して、その再点検（内容の適切な見直しと検証）を行い、大学ホームページおよび大学の広報誌に整合性のある内容で掲載し、学内外に公表する体制の整備を行う。

法学研究科小委員会

研究科委員会で毎年度当初に確認の機会を設ける。

[基準3] 教員・教員組織

＜概評＞

法学研究科

「大学憲章」(資料86)に貴大学で期待される教職員像が示されているが(『点検・評価報告書』36頁)、研究科の教員像および教員組織の編成方針は明確に定められていない。法学研究科の教育・研究に関する事柄を審議するために「法学研究科委員会」を設置することを規定し(「大学院法学研究科規則」第1条の3)、広く大学院における法学教育・研究の課題等に対応しうる体制をとっている(『点検・評価報告書』37頁)。専任教員数は33名であり(『大学基礎データ』表2)、専任教員の年齢構成についてもバランスは取れている。法学研究科の教員は、法学部担当教員および実務法学研究科担当教員の中から、「大学院法学研究科規則」第1条の3(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』)に基づき任命されるが(『点検・評価報告書』47頁)、大学院担当教員の資格基準に関する規程などは定められていないので、明文化することが望まれる。専任教員の資質向上のための取り組みは、法学部と合同で研修等を行っているが、研究科教員を対象としたFDテーマも取り上げることが望まれる(『点検・評価報告書』53頁)。

法学研究科小委員会

課題を検証しつつ、実施可能な優先性を見通しつつ検討する。

＜努力課題＞〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

全学

- (1) 各学部・研究科(栄養学部を除く)において、教員に求める能力・資質等が明確ではないので、各学部・研究科の教育理念・目的に沿って教員組織の編制方針を定め、教育・研究を組織的に支援する体制を構築することが望まれる。

法学研究科小委員会

教育研究を組織的に支援する適切な体制のあり方について、早期に検討を行う。

全研究科

- (1) 実務法学研究科を除く各研究科において、教員の選考基準を制定するよう改善が望まれる。

法学研究科小委員会

課題の確認等研究科委員会で検討する。

- (2) 人間文化学研究科および実務法学研究科を除く各研究科において、教員の資質向上を図るための研修等が学部と合同で行われており、研究科独自に教員・教員組織の維持・向上にむけた恒常的な取り組みが行われていないので、改善が望まれる。

法学研究科小委員会

研究科教務と連携し今後とも検討を継続する。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

法学研究科

法学研究科においては、人間の尊厳への深い理解を追求しつつ、法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させるという貴研究科の理念の実質を踏まえ、伝統的な「研究者の養成」に加え、「高度の専門的知識・能力を持つ職業人の養成」を教育目標の二本柱と位置づけ、より具体的には、「法律実務や行政において活躍しうる専門的職業人」「企業・地域社会・国際社会において高度な法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材」「公共的な事柄に強い関心を持ちうる人材」の育成が法学研究科の目的であることを明示している。その上で、貴研究科の卒業要件、また研究科共通の修士・博士の学位授与に関する方針を明示し（資料 51『大学院履修要項』、資料 79『各種規程等一覧（抜粋）』67-69 頁）、以上の情報は、大学出版物で周知されるとともに、ホームページでも公表されている。一方、貴研究科の学位授与方針は全学共通のものであり、研究科の教育目標を反映した独自の学位授与方針は設定されていない（資料 79『各種規程等一覧（抜粋）』67 頁）。

月 1～2 回開催される「研究科委員会」において、教育目標、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針の適切性を議論する機会を随時設けている。次年度開講科目の編成に際しては、毎年、再確認をしている（『点検・評価報告書』88 頁）。

法学研究科小委員会

必要性を含めて検討する。

< 努力課題 > [概評の中から、問題点を具体的に記述]

全研究科

- (1) 各研究科において、修了要件は明示されているが（『大学院履修要項』『学位規則』）、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等は明示されていないので、研究科としての教育目標あるいは履修モデルに合致する内容を反映した独自の学位授与方針を策定し、分かりやすい形で示すとともに受験生を含む社会一般に対して公表することが望まれる。

法学研究科小委員会

研究科委員会において、学位授与方針につき適切な内容等の検討を行い策定した。今後、公表の方法等につき引き続き検討する。

- (2) 各研究科において（実務法学研究科を除く）、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を設定し、分かりやすい形で示すとともに受験生を含む社会一般に対して適切な媒体をとおして周知・公表することが望まれる。

法学研究科小委員会

課題出しを含めて今後検討する。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

<概評>

法学研究科

法学研究科は、法学部の教育内容と連動しており、「特殊講義」は法学部での学修内容を踏まえ、それを発展させる内容となっている。法学研究科担当教員に加え、実務法学研究科教員、若干の兼任教員（税理士等実務家を含む）が担当することによって、一層適切な教育内容の提供を図っている。また、兵庫県行政書士会との提携による科目については（資料174『法学部と兵庫県行政書士会との学術交流協定・覚書』）、現職の行政書士が受講し、双方向的な授業が展開されており、その取り組みは教育内容を充実させるものであり、高く評価できる（『点検・評価報告書』112頁）。

法学研究科小委員会

高評価事項のいっそうの伸張をはかる。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

<概評>

法学研究科

学生との相談のもとで指導計画が策定され、それに応じた文献渉猟、調査、分析総括等、進行に応じて研究指導が行われる。中間タイトル提出時にテーマの再確認が行われる。博士論文については、法学会研究会（学内研究会）での報告等が考慮される場合もある。シラバスは、「教育目標」・「授業内容」・「成績評価基準と方法」・「テキスト」・「受講生に対する希望等」という書式で統一されているが、内容は統一されていない。特に、「授業内容」については、30回の授業の内容を示している教員もいるが、授業内容の説明が簡略で、学生があらかじめ知ることができないと見受けられるシラバスもあり、改善が望まれる。

各授業科目については、担当教員において、シラバスで明示した評価方法・基準に基づき、厳格な成績評価・単位認定を行っている（『点検・評価報告書』140頁）。少人数教育の利点を生かして、各学生のニーズおよび学習の達成度を踏まえつつ、柔軟かつきめ細かい指導が行われている（『点検・評価報告書』145頁）。また、年度末の論文審査・修了認定のための研究科委員会を、当該年度の教育活動の検証の機会ととらえ、具体的な課題についても議論しうる場として位置づけている。定例の「研究科委員会」においても、必要に応じて教育の成果について議論し、改善の方策を検討する機会を設定している（『点検・評価報告書』143-144頁）。

教育内容・方法等の改善を目的とした研修については、学部・学内での研修および学外の研修があるとのことであるが、今後は、研究科の授業や研究指導の改善に主眼を置いた研究科の恒常的な取り組み、FDの確立が望まれる。

法学研究科小委員会

課題を精査し検討する。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

法学研究科

- (1) シラバスは統一した書式で作成されてはいるが、授業内容や成績評価基準が不明確なものが散見されるので、学生があらかじめ知ることのできるよう明示することが望まれる。

法学研究科小委員会

周知方法を含めて研究科教務と連携し、毎年度検討する。

〔基準4〕 教育内容・方法・成果 (4) 成果

<概評>

法学研究科

修士課程においては、「大学院学則」第11条（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』）、「大学院法学研究科規則」第6条（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』）に従って、学位認定を行っている。博士課程の修了要件は、「大学院法学研究科規則」第14条（資料79『各種規程等一覧（抜粋）』）に定められている。しかし、学位の求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）は明示されていないので、改善が望まれる。

「審査委員会」による厳格な学位論文審査結果は、「法学研究科委員会」で報告される。2006（平成18）年度から2009（平成21）年度の4年間に、前期入学者50名中、修士号が授与された者は39名であり、博士号の授与者は1名である（『点検・評価報告書』166頁）。

修士課程については、一定の水準の修士論文を執筆した上で税理士等の資格取得者、国家公務員（Ⅱ種、国税専門官等）・地方公務員試験合格者、博士後期課程進学者等を輩出している。博士後期課程については、大学専任教員、専門学校教員等、研究能力を要する専門職に就いた者を輩出している。

法学研究科小委員会

課題を精査し検討する。

<努力課題>〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

全研究科（実務法学研究科）を除く

- (1) 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）が明示されていないので、『大学院履修要項』などに掲載し、学生に明示することが望まれる。

法学研究科小委員会

ディプロマポリシーに基づいた学位論文審査基準の策定・公表に向けて、研究科委員会で進行計画を含めて検討する。

[基準5] 学生の受け入れ

＜努力課題＞〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

- (2) 全研究科において、理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を明示していないので、公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表することが望まれる。

法学研究科小委員会

研究科の理念・目的を基礎にアドミッションポリシーを策定した。今後、公表等の方法について引き続き検討する。

- (5) 収容定員に対する在籍学生数比率が、法学研究科修士課程において 0.33、法学研究科博士後期課程において0.13、経済学研究科修士課程において0.25、経済学研究科博士後期課程において0.00、栄養学研究科修士課程において0.38 と低いので、改善が望まれる。

法学研究科小委員会

課題の確認を含めて、毎年度方策を検討する。